

移動等円滑化取組報告書（乗合バス車両）

（令和5年度）

住 所 岐阜県多治見市栄町1-38

事業者名 東濃鉄道株式会社
代表者名 取締役社長 川松昌市

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 乗合バス車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる乗合バス車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ノンステップバス	新たに導入する車両も全社ノンステップバス車両とする。 (令和5年度3両導入予定)	ノンステップバス 2台導入

② 乗合バス車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
車椅子の固定等の乗務員教育	車椅子のお客さまが安心してバスをご利用できるよう車椅子の固定方法についての教育及びスロープ板等による必要な役務の提供を行えるよう、乗務員教育を実施する。	計画通り実施

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
バリアフリー対応車両の配置	車椅子のお客さまのバス利用が円滑に図れるよう予め営業所に連絡を頂き、バリアフリー対応車両を配置しスムーズに対応できる体制を整えていく。	計画通り実施

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
車両における情報提供	車外行先表示器において白色LED化を推進し、視認性を向上させる（2018年導入の新車から取り組んでおり、継続して推進する）。	計画通り実施

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗務員の技術向上	乗務員を対象として、高齢者や障がいのあるお客さまへの接遇に関する研修及び乗降支援に関する研修を実施する。	計画通り実施

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての乗合バス車両の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
優先席の確保と利用に対する表示	バス車両の一部座席を優先席として確保し、優先席付近には、対象のお客さまが優先的に席の利用ができるように、一般のお客さまへ向けて席の譲り合いを促すステッカーの掲出及び車内放送等で、優先席の適正張り用に関する呼び掛けを随時実施す	計画通り対応

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

<ul style="list-style-type: none"> 市町村の地域交通計画の策定にあたり、更なるバリアフリーの推進に向け必要な協力を行っていく。 ホームページや電話で寄せられる利用者の意見を社内で共有するとともに、取組の改善に活用した。
--

(3) 報告書の公表方法

弊社ホームページに掲載 https://tohtetsu.co.jp/

(4) その他

特になし

II 乗合バス車両の移動等円滑化の達成状況

(6年3月31日現在)

	総車 両数	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数					公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数						
		計	ノンステップ バスの車両数	ワンステップ バスの車両数	その他の車両数		計	基準適用除外認定車両数		その他の車両数			
					計	スロープ板を備 えたもの		リフト を備え たもの	計	うちス ロープ 板を備 えたも の	うちリ フトを 備えた もの	計	うちス ロープ 板を備 えたも の
前年度車 両数	95	74	29	45			21	21					
年度内に 供用を開 始した車 両数	2	2	2										
年度内に 供用を廃 止した車 両数	7	7	1	6									
年度末車 両数	90	69	30	39			21	21					

III 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	

(第6号様式)

- 注1. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している車両の合計数を記入すること。
2. ノンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているノンステップバス車両の合計数を記入すること。
3. ワンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているワンステップバス車両の合計数を記入すること。
4. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合している車両のうち2及び3に該当しない車両の合計数のほか、公共交通移動等円滑化基準省令第37条第2項第2号の基準に適合するスロープ板その他の車椅子使用者の乗降を円滑にする設備について、スロープ板を備えたもの、リフトを備えたものの別にその車両数を記入すること。
5. 基準適用除外認定車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第43条第1項の認定を受けている車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
6. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両のうち5に該当しない車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
7. IIIについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
8. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
9. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。